

揭示文書一覽(市長分)

令和7年5月13日

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	302	納付通知書の公示送達について	国民健康保険課
告示	303	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	304	指定自立支援医療機関の指定の更新について	障害福祉課
公告	199	事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧について	道の駅整備室
公告	200	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 302号

令和 7年 5月13日

姫路市長 清 元 秀 泰

納付通知書の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

別紙のとおり

2 送達すべき書類

- (1) 令和6年度（2024年度）国民健康保険料納付通知書
- (2) 令和5年度（2023年度）国民健康保険料納付通知書

公示送達者名簿（令和6年度国民健康保険料納付通知書）

（別紙）

最後に確認された住所（所在地）	氏名（名称）	備考
愛知県豊田市下市場町6丁目30番地2矢頭ハイツ1－B号	MUHAMAD ARIS SARIFUDIN	
沖縄県中頭郡北谷町字吉原638－2ホテルアリーナ 406号室	中村 一斗	
姫路市夢前町塚本222番地8	角 晃一	
姫路市佃町15番地1アーバンフラッツK303号室	野中 愛	
小野市神明町219番地の2リープラス小野駅前1－D	尾高 弘之	
姫路市野里堀留町16番14号セルベユ3 102	田中 勝也	
愛知県名古屋市北区平安2丁目24番71号キシモトマンション3C号	DERI HERMANSYAH	
姫路市北平野六丁目1番66－423号スカイコート姫路	森藤 正己	
姫路市安富町安志932番地1あじさいマンション402号	WARSHA DEWAYALAGE MADHAWA CHANDANA WARSHAGE	
姫路市上手野380番地錦アトリオ312号室	疋田 慎二	

公 示 送 達 者 名 簿 （令和 5 年度国民健康保険料納付通知書）

（別紙）

最後に確認された住所（所在地）	氏 名 （ 名 称 ）	備 考
姫路市上手野 3 8 0 番地錦アトリオ 3 1 2 号室	疋田 慎二	

姫路市告示第 303号

令和 7年 5月13日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 岩屋自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の住所	姫路市豊富町神谷 9 0 1 番地	姫路市豊富町神谷 6 5 9 番地	令和 7 年 4 月 1 日
代表者の氏名	松本 孝明	山本 泉	

2 西新在家自治会

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の住所	姫路市西新在家三丁目 1 5 番 7 号	姫路市西新在家二丁目 1 番 2 1 号	令和 6 年 5 月 2 9 日
代表者の氏名	利安 宏文	長野 美榮子	

姫路市告示第 304号

令和 7年 5月13日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、同法第54条第2項の指定自立支援医療機関について下記のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示する。

記

指定更新する医療機関名、自立支援医療の種類及び年月日

医療機関名	自立支援医療の種類	指定更新年月日
大原薬局 若菜店	育成医療・更生医療(薬局)	令和7年(2025年)5月1日
ナカジマ調剤薬局 御立店	育成医療・更生医療(薬局)	令和7年(2025年)5月1日
ぼうしや調剤薬局 ピオレ店	育成医療・更生医療(薬局)	令和7年(2025年)5月1日

姫路市公告第 199号

令和 7年 5月13日

姫路市長 清 元 秀 泰

事業認定申請書及びその添付書類の写しの縦覧について

土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により兵庫県知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、同法第23条第1項の規定により縦覧期間内に限り兵庫県知事に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第25条の規定により縦覧期間内に限り兵庫県知事に意見書を提出することができる。

- 1 起業者の名称 姫路市
- 2 事業の種類 （仮称）道の駅姫路整備事業及びこれに伴う普通河川付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 姫路市飾東町豊国字八反田、字村前及び字川ノ上地内
 - (2) 使用の部分 姫路市飾東町豊国字八反田地内及び字八反田地先にあたる二級河川天川の河川区域の一部
- 4 縦覧場所 姫路市役所観光経済局道の駅整備室
- 5 縦覧期間 公告の日から令和7年5月27日まで

姫路市公告第 200号

令和 7年 5月13日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和6年10月23日

姫路市指令土第1－49号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市飾磨区高町二丁目370番、377番、378番、379番及び380番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市土山一丁目3番8号

神姫バス不動産株式会社

代表取締役 秋久 正人